

## 「ぶくぶくジェット」の性能

### 1 (財) 日本消防設備安全センターによる性能評定

・消防防災用設備機器の種類	消防設備（火炎伝送防止装置）
・型式記号	ぶくぶくジェット
・評 定 日	「600W, 750W, 900W, 1050W, 1200W, 1500W」 平成16年7月29日
・評定番号	評16-040号

#### 「性能評定内容」

標記消火設備（火炎伝送防止装置）は、別記 評定条件\*1 の範囲で使用する場合において、火災予防条例（例）第3条の4（厨房設備）に規定する火炎伝送防止装置として適切な性能を有するものと認められる。

#### \*1 「評定条件」

- ア 本装置は、排気用フードとダクトの接続部に設置するものであること。
- イ 本装置を設置する場合は、レンジ、フライヤー及びフード部分の火災を有効に消火できる自動消火装置が別途設置されていること。  
例・「ぶくぶく」+「レンジ、フライヤー用」+「フード用」
- ウ 施工要領書に従い施工すること。

### 2 評定品（火炎伝送防止装置）の条例における取扱いについて（平成4年5月28日・消防予第111号・消防庁予防課長通知）

- ① 火災予防条例準則第17条の3の規定（基準の特例）により、第3条の4の「火炎伝送防止装置」として自動消火装置が設置されたものと同等の効力を有するものとして取り扱って差し支えない。
- ② 性能評定書の設置条件のとおりに設置し、維持管理すること。
- ③ 自動消火装置を消防庁通知文の規定及び各自動消火装置の工事マニュアルに基づき設置すること。ただし、フード・ダクト用簡易自動消火装置については、当該規定に係わらず、感知部をフード内部の適切な位置に設置することとし、放出口はダクト内部に設置しないことができるものであること。
- ④ (財) 日本消防設備安全センターの評定ラベルが貼付されること。